

個人情報保護委員会（第195回）議事概要

- 1 日時：令和3年12月22日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、
松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和3年改正個人情報保護法 公的部門ガイドライン案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今回の意見募集では25の団体や個人から延べ147件のいずれも貴重な御意見を頂き、深く感謝申し上げます。法における個人情報の考え方や、民間部門の規律との差異に関する御意見など、個人情報保護制度の一元化に伴い、行政機関等において個人情報の適切な取扱い等を円滑に行っていたために重要な論点について、多数の御意見を頂いたものと理解している。現在、事務局において執務参考資料として作成を進めている事務対応ガイドについても、今回頂いた御意見を踏まえて内容のさらなる充実化を図っていくなど、引き続き、事務局において法の円滑な施行に向けて、遺漏なく準備を進めてほしい」旨の発言があった。

浅井委員から「公的部門ガイドラインは、行政機関等において、情報マネジメントを担う役職員向けに、改正後の法の規律について、体系的に必要最低限の内容を理解していただくための資料として策定されたものである。各行政機関等のマネジメント層が、ガイドラインに記載された内容を十分に理解し、来年4月の改正法の施行までに、データガバナンスを整備・強化することを期待する。また、こうしたマネジメント層のガバナンスの下で、組織内のあらゆるレベルにおいて、適正な個人情報等の取扱いが確保されることを期待する」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の意見募集においては、多くの方々から、様々な御意見をいただいた。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたい」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、官報手続等の手続を進めていくこととなった。

なお、今後の技術的な修正については委員長に一任された。

(2) 議題2：医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイド
スの改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、厚生労働省と連携の上、意見公募手続を行うこと
となった。

(3) 議題3：犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討
会の設置について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「顔識別システムは、世界的にも、防犯目的あるいはそれ
以外の場面で、人工知能や情報技術の急速な発展を背景として実用化され
ているが、これを巡りシステムの活用やプライバシーの侵害等様々な議論
や取組が行われており、国内外の動向も含めて調査検討する重要性を改め
て認識している。顔識別機能付きカメラや当該システムに限られないが、
事業者が新たな技術やシステムを国民の理解を得ながら活用していくため
には、サービスの運用も含めてそれらの仕組みの透明性を確保し、広く説
明責任を果たしていくことが必要である。委員会として、これらの点に留
意しながら情報発信していくことが重要である」旨の発言があった。

丹野委員長から「検討会に御参加いただく先生方には、公共空間におけ
る犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用が、国民からの信頼の上
に成り立つものとなるよう、様々な観点から議論していただくことを期待
する。」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、有識者検討会を設置することとなった。

(4) 議題4：監視監督について

※内容については非公表。

以上